

令和2年度加美町農業委員会
第1回定例総会議事録

令和2年4月27日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和2年度第1回定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年4月27日(月)午後1時30分～午後2時18分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(18名)

会 長	19番	三 浦	泉
会長職務代理者	18番	千 葉	連 悦
委 員	1番	星	榮 喜
〃	2番	澁 谷	幹 男
〃	3番	半 田	守
〃	4番	畠 山	義 信
〃	5番	杉 村	昭 宏
〃	6番	猪 股	弘
〃	7番	三 嶋	秀 二 郎
〃	8番	今 野	修
〃	9番	伊 藤	登 喜 子
〃	10番	板 垣	文 一
〃	11番	小 山	京 子
〃	13番	山 本	成
〃	14番	尾 形	徳 夫
〃	15番	中 村	貴 美 子
〃	16番	畠 山	智 史
〃	17番	佐 藤	と も

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第2号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	報告第3号	農地の利用変更届について
日程第7	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第3号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第10	議案第4号	農用地利用集積計画の審査について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太田浩二
農業委員会事務局農地係長	畠山明大
農業委員会事務局主事	青砥沙織

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和2年度加美町農業委員会第1回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 新年度にあたりまして、本日は定例総会にご出席いただきまして大変ご苦労様でございます。本日も慎重な審議をお願いいたします。

ただいまの出席委員は18名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、17番 佐藤とも委員、18番 千葉連悦委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（三浦泉会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（三浦泉会長） 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（青砥沙織主事） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は4件でございます。

報告書番号1

貸人 A氏

借人 B氏

所在地 字鶴羽美の田 3筆

面積 合計4,666㎡

基盤強化促進法

2番から4番までの案件につきましては、議案書のとおりでございます。
以上4件で、田15筆 面積34,639㎡となっております。

[以上4件の賃貸借の合意解約について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第5、報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は2件でございます。

報告書番号1

住宅用地 城生字前田…番…

面積 400㎡

令和2年3月10日完了

報告書番号2

住宅用地 谷地森字天神…番…

面積 955㎡

令和2年3月30日完了

[以上2件の工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

日程第6 報告第3号 農地の利用変更届について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第3号 農地の利用変更届について事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第3号 農地の利用変更届について。このことについて、別紙のとおり農地の利用変更届の提出があったので報告いたします。

令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地の利用変更届は1件でございます。

報告書番号1

届出者 C氏

所在地 上狼塚字西宅地…番

現況 畑

面積 73.40㎡（905㎡のうち）

農業用資材倉庫として利用するもの

[以上1件の利用変更届について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第3号を終了いたします。

日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 D氏

受人 E氏

申請地 字漆沢森下の畑 外10筆

面積 合計2,163,527㎡（うち共有持ち分16,768.64㎡）

後継者へ贈与するもの

申請番号2

渡人 F氏

受人 G氏

申請地 宮崎字新天光沢の田 1筆

面積 1,132㎡

隣接している農業者へ売買するもの

売買金額 …万円

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。それでは申請番号2番について、13番 山本成委員をお願いします。

* 13番（山本成委員） 令和2年4月21日、渡人及び受人に聴取り調査を行いました。その結果、地域調和要件に支障ないものと判断して参りました。以上です。

* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

* 7番（三嶋秀二郎委員） 申請番号1番についてお伺いします。後継者へ贈与ということですが、渡人・受人共に仙台市に在住なのですね。公簿地目は畑になっておりますが、実際どなたか作付けしているのか、また現況はどのようになっているのですか。

* 事務局（太田浩二事務局長） 現況でございますが、こちらの共有129分の1となっているものに関しましては、パイロット事業を行ったものでありまして、ほとんどが草地での利用ということでございました。一部畑として一般作物に利用しているものもあるようでございます。

* 7番（三嶋秀二郎委員） 利用者は贈与を受けた仙台市の方で、その方が作付けしているのですか。

* 事務局（太田浩二事務局長） このパイロット事業は、以前畜産をされていた方々の共同の草刈り場としての利用だったようです。この所有者の方につきましては仙台市にお住まいですので、この方が実際耕作しているとは考え難いですが、現在の所有者の方は高齢ですので後継者への贈与を強く希望されておりました。事務局としてあまりおすすめてはしていないのですが、ご本人の希望により今回の申請をされたということでございます。

* 7番（三嶋秀二郎委員） 申請にはご本人がいらっしゃったのか、若しくは代理申請なのかわかりませんが、農業委員会としては農地の現状や営農はどうしているのかというところを聴取りしなければいけないと思います。例えば地元の農業者に貸し付けして耕作しているとか、今後はそういったことを含め聴取りしてください。

* 議長（三浦泉会長） ただ今の件につきましては、事務局で今後対応していくようにさせます。

ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第9 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、日程第9、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第2号及び、議案第3号を一括審議とすることに決定いたしました。

本件について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

譲渡人 H氏 加美町字町屋敷一番…番地…

譲受人 I氏 同上

申請地 加美町小泉字加賀檀…番…

面積 655㎡

事業資金 自己資金…万円

事業計画 令和2年6月1日着工予定 / 令和2年7月31日完成予定

使用貸借により太陽光発電設備の設置を行うもの

申請地は、加美町役場小野田支所の北北東約800mに位置し、小泉集落の中に介在しております。また周辺には宅地が隣接しており、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

本案件は、親子間の使用貸借で申請箇所には太陽光発電施設を設置するものです。投資効果の観点から、用地費が高額にならないこと、幹線道路に近く設置工事が容易なこと、平坦で日当たりが良い土地であること等を考慮し申請農地を選定したものです。隣接する農地への影響もないと見込まれることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

譲渡人 J氏 加美町四日市場字岡ノ内…番地…

譲受人 K氏 色麻町四竈字本郷…番地…号

申請地 加美町四日市場字岡前…番…

面積 792㎡

事業資金 銀行融資…万円

事業計画 令和2年6月20日着工予定 / 令和2年11月30日完成予定

贈与により一般住宅の建設を行うもの

申請地は、加美町役場から南東に約3kmに位置し、四日市場沖の集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第1種農地と判断しました。

本案件は、色麻町の賃貸住宅に居住する譲受人が、実家から200m程と近い申請地に自宅を建築するものです。用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、事務所、作業場等）」に該当すると思料されることから、やむを得ないと判断いたしました。

申請番号3

譲渡人 L氏 加美町字上川原一番…番地…

譲受人 M社 代表取締役 N氏

東京都千代田区飯田橋二丁目…番…号

申請地 加美町字矢越…番…

面積 53㎡

事業資金 自己資金…万円

事業計画 都市計画法第29条と同時許可後着工予定 / 令和2年12月31日完成予定

賃貸借により店舗の建設を行うもの（うち転用申請地は駐車場部分）

申請地は加美町役場の南東約600mに位置し、国道347号に面しております。申請地がある街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超えているため、第3種農地と判断いたしました。

申請番号 4

譲渡人 O氏 加美町菜切谷字原…番地…
P氏 加美町字一本杉…番地…
譲受人 Q氏 加美町菜切谷字原…番地…
申請地 加美町菜切谷字原…番…
面積 363㎡
事業資金 銀行融資…万円
事業計画 令和2年6月10日着工予定 / 令和2年9月30日完成予定
贈与により一般住宅の建設を行うもの

申請地は加美町役場の北方約2.8kmに位置し、菜切谷新田集落に介在する農地ですが、周辺の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第1種農地と判断いたしました。

譲渡人、O氏の子である譲受人が、現在同居している自宅の隣地に住宅を建築するもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（住宅、事務所、作業場等）」に該当すると思料されることから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上4件の許可申請について説明]

- *事務局(畠山明大係長) 議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。
下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

申請者 R氏 色麻町四竈字町…番地
継承者 M社 代表取締役 N氏
東京都千代田区飯田橋二丁目…番…号
申請地 加美町字矢越…番…
面積 538㎡

昭和48年3月20日付けで農地法第5条の許可申請書の提出があったものについて、昭和48年4月25日付け古農第172号により「売買による所有権移転」としての許可を行ったものに係るものでございます。

事業内容につきまして、昭和48年6月21日からコンクリート製品・その他資材置場として使用していた申請地を、店舗の来客者駐車場として使用するために事業計画を変更するものですが、実際は資材置き場として使用されている様子は無く、何十年も荒地となっていたため、転用事業者に対し計画変更承認申請書の提出と申請者本人からの事情聴取を求めたものでございます。

[以上1件の事業計画変更について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、5番 杉村昭宏委員お願いします。

* 5番（杉村昭宏委員） 去る4月15日、猪股委員、三嶋委員、私、事務局2名にて現地調査を実施いたしました。

申請番号1番については、譲受人のI氏が立ち会いのもと聴取りを行ったところ、親子間で使用貸借を設定し、太陽光発電設備を設置するものです。農地区分につきましては第2種農地と判断されます。施設からの排水はなく、盛り土は行わないため土砂の流出はないものと思われ、施設の外周はフェンスで囲うということです。雨水は現状のとおり既設水路に放流されるため支障はないと見込まれます。よって、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号2番については、譲渡人のJ氏が立ち会いのもと、現地調査を実施いたしました。親子間で所有権移転・贈与し、一般住宅の建築及び駐車場・物置を設置するもので、農地区分につきましては第1種農地と判断されますが、集落に接続されることから許可の例外規定にあたりと判断されます。土盛りを行います。土留め・L字擁壁を設置し、隣接農地への土砂の流出を防止する。雨水は既設水路への放流、生活雑排水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断いたしました。

続きまして申請番号3番について、立ち会い人は測量業務を委託されている担当者、それから関連しております隣接地の所有者であるR氏、施工予定業者の3名です。既に転用許可を受けている隣接地に店舗が建設されるのに伴い、その駐車場として整備するもので、今回の転用申請は…番地…の53㎡を賃貸借するものでございます。農地区分については第3種農地と判断されます。盛り土・切り土を行います。敷地内はアスファルト舗装とし、外周法面はブロック・防草シートを設置することにより、土砂の流出を防止する。雨水については、敷地内に新設するコンクリート側溝に集水し既設水路へ放流するため問題はないということです。申請のあった事業者は…番地…から…番地…の雑種地の転用許可後、なかなか事業を行わず、…番地…の田に関しましては荒廃しているのではないかという意見が当委員会の中でも度々出ておりました。今回そういった問題も解決するというを含め、許可相当と判断いたしました。

続いて申請番号4番について、譲渡人のO氏の立ち会いのもと調査を実施いたしました。O氏の子である譲受人のQ氏へ贈与し、住宅建築及び駐車場を設置するものでございます。農地区分については第1種農地と判断されますが、集落に接続されることから許可の例外規定にあたりと判断されます。汚水は合併浄化槽を設置し道路側溝へ排水、雨水等も道路側溝に排水する。また、土盛りはせず現状のまま使用するため支障はなく、隣接する農地は譲渡人が所有するものであり、隣接農地への影響もないと思われます。よって許可相当と判断いたしました。以上です。

* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、10番 板垣委員。

*10番（板垣文一委員） 申請番号3番のM社の件に関してお伺いします。L氏の申請に関しては問題ないと思いますが、向かい側のS氏の土地は以前中古車販売の展示場として申請されており、そのまま放置されていたように思います。この土地も含めて、ここまでこれだけの計画がはっきりしている状況で、S氏或いはT社から変更届けは出ていたのでしょうか。

*事務局（畠山明大係長） S氏からの変更申請等は提出されておりませんが、既に転用案件として転用され、現在は雑種地に登記されている状況でございます。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、18番 千葉委員。

*18番（千葉連悦委員） 昨年・一昨年と事業計画に沿わない進捗状況で、以前事務局からの指導により、やっと土盛りをして砂利を敷いたようですが、中古車販売の展示場ということで申請をされているながら車1台停まっておらず、その時点で既にU社との賃貸借は期間が過ぎていたのではないかと推測します。その後事務局から計画通りに進めるよう、お話ししたのですか。確か賃貸借の期間が3年程だったと思うのですが、その期間が終わっていたとしても、5～6年前からスムーズに事業計画が行われなかった経緯がありますので、委員会としては許可が下りたので良いというのではなく、今回許可相当と判断されていたとしても、その所有者に対して可能であれば意見するという対応をしていただきたいと思います。

*事務局（太田浩二事務局長） S氏の案件につきましては、5年程経過していると記憶しております。実際のところ先程お話しがあったとおりでと思うのですが、こういった案件につきましては既に所有地が造成されている状況で、実際の計画と違った使いかたをしたい場合、登記上問題が出てきますので変更承認を取っていただくというようになります。ところが今回の場合は、既に雑種地に変更されておりましたが、この部分につきまして変更申請はあがってきておりません。こういった事についての対応ですが、先般、国から通知がありまして、例えば転用許可を申請し承認を受けたとしても、これらが実際そのように使用されなかった場合、次にこの申請者が申請をする際は十分注意して取り扱うようにとのことでした。この方につきましては、今後関連する会社を含め、対応には委員の皆さんと十分注意を払いながら取り扱っていきたいと思っております。また、あまりにも悪質な場合は、極稀ですが事件として扱うということも考えなければならぬと思います。

*18番（千葉連悦委員） 宜しくお願いいたします。4条5条の転用案件につきまして我々加美町農業委員会は、県の農業会議から権限委譲を受けております。県内でもその権限を受けているところは2、3ヶ所で、他の多くの委員会は面積などの要件があり、県の現地調査を経て許可するというようになっておりますので、期間が6ヶ月程かかります。権限委譲を受けている我々加美町は、農振除外等を除けば最

短3ヶ月程で許可が下りますので、申請者にとっては大変便利なものになっていると思いますが、私を含め委員会の委員の方々はより厳密に申請案件を審議するのが、ひとつの役割かなと感じております。現地に関しても、道路沿いであれば気になることがあった際は委員会に連絡、或いは情報交換する等も委員の役割として考えていただきたいというように思います。

*議長（三浦泉会長） 千葉代理からあったように、改めまして皆さん方には目を配っていただく必要があるように思いますので宜しく願いいたします。
ほかに質疑ございませんか。

*18番（千葉連悦委員） もう一つ、今回の利用変更は駐車場として申請を出されましたが、こちらは川がありますよね。改良区の関係になるのだらうと思いますが、敷地内に橋を架けて渡るといことはそちらの申請もあると思います。近年台風や豪雨等の自然災害が発生しておりますし、土側溝でない用水路ですから橋を架ける高さが障害にならないように改良区でも許可すると思いますが、なお委員会でも関連事項として頭に置いていただきたいと思います。

*事務局（畠山明大係長） 千葉委員のおっしゃったとおり、土地改良区とはもう協議しているということでございました。

*議長（三浦泉会長） ほかに質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。
次に、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第4号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第4号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年4月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買7件 賃貸借8件でございます。

申請番号1

渡人	V氏 W氏 X氏
受人	Y氏
申請地	四日市場字荒井の田 外10筆
面積	合計17,392㎡
権利移動の種別	売買
売買金額	総額…万円

申請番号8

渡人	Z氏
受人	a氏
申請地	四日市場字岡ノ内の畑 外6筆
面積	合計8,519㎡
権利移動の種別	使用貸借/賃貸借
借賃（賃貸借）	一反歩あたり…円

申請番号2番から7番の売買、9番から15番の賃貸借の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上15案件で、田74筆・畑20筆 面積164,449.98㎡

これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上15件の集積計画について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第4号 農用地利用集積計画についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和2年度第1回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後2時18分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和2年4月27日

議 長 三 浦 泉

署名委員 佐 藤 と も

署名委員 千 葉 連 悦